

○島本町個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月31日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び島本町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年島本町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(写しの交付及び送付に要する費用の納付方法)

第2条 条例第3条第2項に規定する保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を納付する方法は、現金又は為替証書によるものとする。

2 令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

3 前2項に規定する費用は、前納しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。